

## 報告第4号

### 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成25年4月26日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

#### 理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、委員会の議決を経るいとまがなく専決処分したので、これについて委員会に報告し、その承認を求めるものである。

## 専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

平成25年4月16日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

平成25年4月16日付け財-22により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

## 議案第百十四号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年四月三十日」を「平成二十六年十月三十一日」に改める。

附則第三項中「前項ただし書」を「附則第二項ただし書」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 教育長の期末手当の額は、平成二十五年六月から平成二十八年十二月までの間に支給するもの限り、第二条及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十一月一日」を「平成二十六年十一月一日」に、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十九年四月三十日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十五年四月二十二日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢並びに知事等の給料月額及び期末手当を減額する特例措置に鑑み、教育長の給料月額及び期末手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を継続する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。